

令和4年度堺市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)申請書(請求書)

堺市長殿

市区町村
受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

申請日 令和 ○年 ○月 ○日

| | | | |
|------|---------------|---------------|---|
| フリガナ | サカイシ ハナコ | 生年月日 | 昭和・平成 ○○年 ○月 ○日 |
| 氏名 | 堺市 花子 | 住所 | 〒○○○-○○○○ 堺市○区○○町○丁○番○号 |
| 電話番号 | ○○○-○○○○-○○○○ | 公的年金等 受給状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない |

※「公的年金等」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。))」、「母子

どちらかにしてください。公的年金を受給していない場合は、公的年金給付等受給者として申請できません。

2. 監護等児童

令和4年3月31日時点において、児童扶養手当の支給対象者(平成16年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童)が対象です。

| No. | (フリガナ) 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 児童の 障害 |
|-----|-------------------|---------------------|----|-----------|
| 1 | サカイシ タロウ 堺市 太郎 | 平成・令和 29年 4月 28日 | 5才 | 有・無 |
| 2 | サカイシ サキコ 堺市 咲子 | 平成・令和 4年 3月 31日 | 0才 | 有・無 |
| 3 | | 平成・令和 年 月 日 | 才 | 有・無 |
| 4 | | 平成・令和 年 月 日 | 才 | 有・無 |
| 5 | | 平成・令和 年 月 日 | 才 | 有・無 |

○児童の障害とは、特別児童扶養手当の受給対象となる障害相当をいいます。児童の障害が有の場合は、特別児童扶養手当証書等を添付してください。
○申請者と児童が別居している場合は、児童の住所を記入してください。また、児童の世帯全員が記載された住民票を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする(住民票が同一)「扶養義務者」は平成16年4月1日以前に生まれた方が対象です。

| 配偶者/扶養義務者 | 氏名 |
|-----------|-------|
| 配偶者 | |
| 扶養義務者 | 堺市 一郎 |
| 扶養義務者 | |

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合に)

○住民票が同一の方(「2.監護等児童」を除く)をご記入ください。(扶養義務者が複数で記載欄が足りない場合は、余白部分にご記入ください。)

○ご記入いただいた扶養義務者全員分の「簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者用)【公的年金等給付等受給者】」の提出が必要になります。

(次ページも必ずご確認ください。)

4. 申請額・請求額 (対象児童1人当たり一律50,000円)

対象児童(2)人 × 50,000円 = **100,000** 円

※対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。

5. 児童扶養手当の支給要件

令和4年3月31日時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているか、に該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)

「2. 監護等児童」に記入した児童数を記入してください。

| 支給要件 | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 父母が婚姻を解消(離婚)した児童 |
| <input type="checkbox"/> | 母が婚姻によらない(未婚)で懐胎した児童 |
| <input type="checkbox"/> | 父または母が死亡した児童 |
| <input type="checkbox"/> | 父または母が障害のある児童 |
| <input type="checkbox"/> | 父または母が「1年以上失業している児童 |
| <input type="checkbox"/> | 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童 |
| <input type="checkbox"/> | 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 |

該当するものに☑してください。

※ 婚姻とは、法律上の婚姻のほか、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある、いわゆる事実婚も含みます。

※ 「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等が必要です。

※ 「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないこととします。

6. 受取方法 (希望する受取方法)

ア 児童扶養手当の届出口
※児童扶養手当を申請している方

イ 指定の金融機関口座(原簿)
※振込先金融機関口座確認書類

【受取口座記入欄】

| 金融機関名 | |
|---------|--|
| | |
| 金融機関コード | |

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込先金融機関コード」を記入してください。
※長期間、入出金のない口座を記入しないでください。

ウ その他

○児童扶養手当を受給されている場合は、原則アに☑してください。

○イに☑された場合は、「キャッシュカードの写し」または「通帳の写し」の添付が必要です。

○受取人口座は、「1. 申請・請求者」欄に記載いただいた請求者氏名と同一名義の口座をご記入ください。申請者名義以外の口座には支給できません。

【誓約・同意事項】

・令和4年度堺市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。

・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返金します)。

・給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、堺市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

・公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

・この申請書は、堺市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。

・堺市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年2月28日までに、堺市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。

・給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

・既に他の都道府県等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。